

観光振興事業支援金交付細則

第1条 この細則にて定める「観光振興事業支援金」(以下「支援金」という。)は、観光振興事業支援として観光振興支援審査会(以下「審査会」という。)の承認を受け支援金交付を認められた事業実施団体(以下「団体」という。)に対して交付するものである。

2. 支援する経費は、事業の実施のために必要な経費であり、次に掲げる費用は対象項目にはならない。

- (1) ボランティアへの謝礼、雇用経費、団体構成員が務める場合の講師料、謝金など
- (2) ボランティアへの交通費、宿泊費など
- (3) 食事代、茶菓子代など

(交付の条件)

第2条 支援金は1団体につき年間総額50,000円を上限とする。

(支援金の額の確定)

第3条 審査会は観光振興事業支援要綱第12条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査により、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定するものとする。

2. 審査会は前項の規定により支援金の額を確定したときには、必要に応じ交付額確定通知書(様式第9号)により団体に通知するものとする。

(交付の時期)

第4条 支援金は、交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、事業の完了前に支援金の全部又は一部を交付することができる。

2. 団体は前項の規定により支援金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第10号)を審査会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第5条 審査会は要綱第12条の規定による報告を受けた場合において、その報告にかかる事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、是正のための措置を取るべきことを団体に対し命ずることがある。

(決定の取り消し等)

第6条 審査会は、支援金交付が決定したものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業の計画変更・中止(廃止)申請書(様式第5号)の提出があったとき。
 - (2) 事業に不正が認められたとき。
 - (3) 事業の実績が認められないとき。
 - (4) その他、支援金の交付の必要が認められなくなったとき。
2. 前項の規定による支援金の決定取り消し又は変更をしたときは、速やかに変更決定通知書(様式第11号)または取り消し通知書(様式第12号)により団体に通知するものとする。
3. 前2項の規定は、事業について第2条の規定により交付すべき支援金の額の決定があった後においても適用されることがあるものとする。

(支援金の返還)

第7条 審査会は前条の規定による支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に支援金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2. 審査会は、団体に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

附則

この細則は、2019年2月14日から適用する。